

きちんと知って安心受給

あなたの

国民年金

加入についてきちんと知ろう！

20歳以上 60歳未満の方はみんな加入

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業によって3種類に分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。結婚や就職、転職などで加入する種類が変わった場合は、2週間以内に手続きをしてください。

加入種別	国民年金(基礎年金)		
	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者の職業	自営業、自由業、農林漁業、学生、無職等	厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員	第2号被保険者に扶養されている配偶者
加入届出先	市の国民年金担当窓口	勤務先が加入手続き	第2号被保険者の勤務先
保険料の納付	ご自身で納付	勤務先で納付	配偶者が加入する制度が負担

保険料についてきちんと知ろう！

第1号被保険者の保険料の納め方

納付書で保険料を納める第1号被保険者は、納めやすいようにいろいろな方法が選択できます。なお、下記の保険料と割り引き額は平成25年度の金額です。

納め方によって保険料の割り引きが。(平成25年度の場合)

第1号被保険者の保険料

○保険料 月額 15,040 円
(年間で 180,480 円、半年で 90,240 円)
保険料は、金融機関、コンビニエンスストア等で納付可能



お得な前納制度

【現金納付の場合】

- 1年分まとめて納めると 177,280 円 **3,200 円お得**
 - 半年分まとめて納めると 89,510 円 **730 円お得**
- 任意の月から年度末までの分の前納も可能。

【口座振替の場合】

- 1年分まとめて納めると 176,700 円 **3,780 円お得**
 - 半年分まとめて納めると 89,210 円 **1,030 円お得**
- 口座振替による1年前納、または半年前納(4月～9月)の申し込み期限は2月末です。

平成26年4月から、2年分の保険料を口座振替でまとめて納めることができる2年前納が始まります。詳しくは、岩見沢年金事務所にお問い合わせください。

口座振替で確実に納める

保険料の納め忘れを防ぐだけでなく、引き落としを当月末にすると、1か月50円(1年間で600円)の割り引きとなります。

▶手続きに必要なものは…

年金手帳、または国民年金保険料納付書、預金通帳、通帳届出印

▶書類の提出は…

指定した口座の金融機関や岩見沢年金事務所、市民サービス課年金係に提出

受給についてもっと知ろう！

あなたを支える3つの年金

国民年金加入者は、次の3つの年金を受給することができます。

一生涯の給付 老齢基礎年金	国民年金保険料を納めた期間(免除期間などを含む)が25年以上ある方が、65歳になったときから受けられます
障がい者になったら 障害基礎年金	国民年金加入中や60歳から65歳までの間、または20歳未満に初診日がある病気やけがで障がい者になった方が受けられます
遺族になったら 遺族基礎年金	国民年金加入者が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた子のいる妻またはその子が受けられます

問合先 市民サービス課年金係
岩見沢年金事務所(9西3) ☎ 22局 5804